

会議開催のお知らせ

令和7年度第3回盛岡城跡整備委員会を次のとおり開催します。

令和8年1月6日

盛岡城跡整備委員会
(事務局:公園みどり課)

1 開催日時

令和8年1月22日(木曜日) 13時00分から16時00分頃まで

2 開催場所

盛岡市勤労福祉会館401-402会議室(岩手県盛岡市紺屋町2-9)

3 内容

議事(史跡・公園整備について)

【協議】

- ① 三ノ丸周辺整備実施設計の最終案について
- ② 令和8年度事業計画について

【報告事項】

- ① 令和7年度事業内容について(工事・業務委託等)
- ② 三ノ丸瓦門跡・本丸地区発掘調査について
- ③ 史資料調査の成果について
- ④ 芝生広場トイレ設計の内容について

4 傍聴定員

先着順5名

5 傍聴の可否及び手続き等

- (1) この会議は、傍聴することができます。
- (2) 傍聴を希望する方は、当日会場で受付を行いますので、13時00分までに会場にお越しください。
なお、開催時刻以降は入退室できない場合がありますので、御了承願います。
- (3) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。
- (4) 傍聴される方は、会議の秩序を維持するため、傍聴要領に従っていただきますよう、お願いいたします。

6 問い合わせ先

都市整備部公園みどり課 計画係(内線7266)

傍聴要領

盛岡城跡整備委員会 事務局(公園みどり課)

1 傍聴する場合の手続

- (1) 委員会での審議の傍聴を希望する方は、委員会の開始予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください
- (2) 傍聴の受付は、当日 12 時 50 分から会場で行い、13 時 00 分で締め切ります。
- (3) 開始予定時刻を過ぎた場合は、原則として入室できません。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、委員会の審議を傍聴する際には、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、会議の傍聴に際して守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことがあります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 委員会の開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、発言に対し公然と意見を表明しないでください。
- (2) 騒ぎ立てるなどして、会議の進行を妨げないでください。
- (3) 会場内において、飲食をしないでください。
- (4) 許可を得ないで、会場内の写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の妨げとなる行為を行わないでください。